

東北地方太平洋沖地震への対応 ～雇用労働対策における緊急の対応～

1 震災被害者への失業手当の特例支給

- ・ 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業手当を受給できます(休業)。
- ・ 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できます(離職)。
- ・ 失業手当の特例支給については、福島原子力発電所の影響により、避難指示地域及び屋内退避指示地域にある事業所が休業するに至った場合にも適用されます。
- ・ 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

2 被災地を含む全国のハローワークで被災者に対する就職支援を強化

- ・ 全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し、仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応しています。
- ・ ハローワークから避難所に出向き、被災求職者に対する職業相談・職業紹介、雇用保険その他のハローワークが取り扱う各種制度の相談・情報提供等を行う「出張相談」を実施します。
- ・ 被災地域以外の地域への就職についても相談を行い、「広域求職活動費」や「移転費」を活用した遠隔地への職業紹介を実施します。
- ・ 被災者を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮の付帯した求人の確保のため、窓口での求人者への働きかけ、求人開拓推進員等による求人開拓を行います。

3 震災被害事業所や計画停電事業所に対する雇用調整助成金の活用

- ・ 東北震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できます(計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合も利用できます)。
- ・ 青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域については、支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること)を行いました。
- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく避難や屋内退避の指示・勧告を原因とした事業活動の縮小は、「経済上の理由」に該当せず、雇用調整助成金の支給対象となりません。しかし、原子力発電所で発生した事故に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合には支給対象となる場合があります。

《支給対象となる例》

- 避難や屋内退避の指示・勧告が出されている地域以外の地域において、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合
- 避難や屋内退避の指示・勧告が解除された後においても、風評被害により生産量が減少した場合

4 新規学校卒業予定者等への就職支援

- ・ 内定取消しを防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合に雇用調整助成金が利用できます。
- ・ 採用内定取消しなどを受けた学生・生徒及び事業主の相談に対応するための特別相談窓口を、全国の新卒応援ハローワーク(学生等震災特別相談窓口)及びハローワーク(震災特別相談窓口)に設置し、支援を実施しています。
新卒応援ハローワーク(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>)
ハローワーク(<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>)

5 東北地方太平洋沖地震に伴う雇用促進住宅の緊急的な活用

- ・ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供しています。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用しています。
- ・ 更に福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者にする支援についても、その事情を十分考慮して対応するようにしました。
- ・ 雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末日までとしていましたが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年(平成25年3月末日)まで更新を可能としました。
- ・ 入居対象者は、災害救助法に基づく指定区域内に居住する者であって、かつ、当該災害の影響で住宅に居住できなくなった方が対象となります(家賃、敷金は無料、共益費は負担)。
- ・ 雇用促進住宅の住宅別利用可能戸数(3月28日現在)(岩手県2,157戸、宮城県783戸、福島県1,463戸(3県以外の都道府県の合計37,058戸))は厚生労働省ホームページで公表しております(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/safety_net/83a.html)。

6 労働相談等への対応

- ・ 地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ & A」を作成(今後随時更新予定)し、被災地域等事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知しました。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>)
- ・ 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設しました。

7 未払賃金立替払の手続の簡素化

- ・ お勤めになっていた企業が、地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態にいたった場合に、国が企業に代わって、未払い賃金の一部を立替払いする制度が利用できます。

- ・ 今回の地震による被災地域の方については、申請手続の簡略化を行っています。

8 労災保険給付請求の弾力的な取扱い等

- ・ 作事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります(通勤途上で被災した場合も対象となります)。
- ・ 労働災害が発生したことの事業主の証明や療養を担当した医師の証明は必要ありません。
- ・ 労働基準監督署への労災保険給付の請求は任意様式で行えます。
- ・ 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で請求の受付ができます。
- ・ 被災地域の労働局では出張相談を行っていますので、避難所等でも請求の受付ができます。
- ・ 関係資料を喪失した際には、代替資料でも請求ができます。
- ・ 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ&Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>)

9 労働保険料の延長、猶予等

- ・ 労働保険料の納付期限の延長
被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における労働保険料の納付期限等を、申請など特段の手続の必要なく、延長します(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)。
- ・ 労働保険料の納付の猶予
納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合は、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予します(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)。

10 メンタルヘルス対策の実施

- ・ 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受け付けます。
- ・ メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置しています。

11 中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の

特例措置

- ・ 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等の特例措置を行っています。
- ・ (独)雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長3年間償還元金の返済を猶予(返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ)する等の特例措置を行っています。

12 復旧工事における災害防止対策の徹底

- ・ 災害復旧工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を徹底してまいります。
- ・ 建築物などの解体等に伴う労働者や被災者等の粉じん障害防止対策のため、防じんマスクを配布します。

○項目 1 について

職業安定局雇用保険課 直通 03-3502-6771

○項目 2 について

職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室 直通 03-3593-6241

職業安定局首席職業指導官室 直通 03-3502-6774

○項目 3 について

職業安定局雇用開発課 直通 03-3502-1718

○項目 4 について

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室 直通 03-3597-0331

○項目 5 について

職業安定局総務課 直通 03-3502-6768

○項目 6 について

(労働条件関係) 労働基準局監督課 直通 03-3595-3202

(安全衛生関係) 労働基準局安全衛生部計画課 直通 03-3502-6753

(労働保険、労災補償関係)

労働基準局労災補償部補償課 直通 03-3502-6748

労働基準局労災補償部労働保険徴収課 直通 03-3502-6722

○項目 7 について

労働基準局監督課 直通 03-3595-3202

○項目 8 について

労働基準局労災補償部補償課 直通 03-3502-6748

○項目 9 について

(労働保険料関係)

労働基準局労災補償部労働保険徴収課 直通 03-3502-6722

(障害者雇用納付金関係)

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課 直通 03-3502-6775

○項目 10 について

労働基準局安全衛生部労働衛生課 直通 03-3502-6755

○項目 11 について

労働基準局勤労者生活課 直通 03-3595-3187

○項目 12 について

労働基準局安全衛生部化学物質対策課 直通 03-3502-6756